加須市最低制限価格制度実施要綱

（令和５年９月７日市長決裁）

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び土木施設維持管理業務委託（以下「土木施設維持管理」という。）並びに工事に伴う設計、調査及び測量業務委託（以下「業務委託」という。）の一般競争又は指名競争入札（以下「入札」という。）の執行にあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項（同令第１６７条の１３により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

　（対象となる入札）

第２条　最低制限価格制度の対象は、次の各号のとおりとする。ただし、総合評価方式による入札については除くものとする。

　（１）　予定価格１３０万円を超える工事（単価契約の場合は、発注限度額

　　により判断する。）

　（２）　予定価格５０万円を超える土木施設維持管理及び業務委託（単価契約の場合は、発注限度額により判断する。）

　（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、前条に規定する入札を実施しようとする場合において、別に定める算定方法により設定するものとする。

　（最低制限価格の記載）

第４条　前条の規定により最低制限価格を設定したときは、加須市契約規則第第２３条により書面に記載し、封緘するものとする。

　（入札参加者への周知）

第５条　この要綱の規定による最低制限価格を設けた入札の執行にあたっては、一般般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知より、入札参加者へ周知するものとする。

　（落札者の決定）

第６条　落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

２　最低の価格をもって入札した者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。